

令和2年 第2回定例会

愛知中部水道企業団議会会議録

令和2年7月28日

愛知中部水道企業団議会

令和 2 年第 2 回愛知中部水道企業団議会定例会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
一般質問一覧表	3
議案質疑一覧表	4

第 1 号 (7月28日)

議事日程	7
出席議員	7
欠席議員	7
説明のために出席した者の職氏名	7
職務のために出席した職員の職氏名	8
開会の宣告	9
諸般の報告	9
開議の宣告	9
議事日程の報告	9
企業長あいさつ	10
議会運営委員会委員長の報告	11
議席の指定	12
会議録署名議員の指名	12
会期の決定	12
副議長の選挙	12
一般質問	14
議案第 4 号の上程、説明、報告、質疑、討論、採決	19
議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	30
企業長あいさつ	34
閉会の宣告	34
署名議員	35

愛知中部水道企業団告示第8号

令和2年第2回愛知中部水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年7月9日

愛知中部水道企業団

企業長 小野田 賢 治

1 期 日 令和2年7月28日

2 場 所 愛知中部水道企業団3階議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（15名）

1 番	服	部	龍	一	議員	2 番	林	ゆきひろ	議員
3 番	月	岡	修	一	議員	4 番	小 野 田	利 信	議員
5 番	宮	田	康	之	議員	6 番	渡 邊	明 子	議員
7 番	広	瀬	裕	久	議員	8 番	塚 本	克 彦	議員
9 番	岡	本	守	直	議員	10 番	加 藤	和 男	議員
11 番	石 じ ま	き よ し			議員	12 番	なかじま	和 代	議員
13 番	菱 川	和 英			議員	14 番	石 橋	直 季	議員
15 番	山 下	茂			議員				

不応招議員（なし）

令和 2 年第 2 回 愛知 中部 水道 企業 団 議会 定 例会 一般 質問 一 覧 表

番号	氏 名	一 般 質 問 内 容
1	林 ゆきひろ	新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応について 《質問要旨》 新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応についてお尋ねします。 ① 今回、水道料金の減免を行わない理由をお聞かせ下さい。 ② 支払い猶予を行っているが、その件数は。 ③ 職場内における感染拡大防止策は。 ④ 委託事業、業務の見直しは。

令和 2 年第 2 回 愛知中部水道企業団議会定例会議案質疑一覧表

番号	氏 名	議 案 質 疑 内 容
1	林 ゆきひろ	議案第 4 号 令和元年度愛知中部水道企業団水道事業会計利益及び資本剰余金の処分並びに決算の認定について 《質疑事項》 「水源地環境整備事業費」について 「管路耐震化事業」について 《質疑要旨》 1. 「水源地環境整備事業費」について 森林整備助成と整備面積が進んでいない理由は。 それに対する企業団としての行った取り組み、基金の使途の進展は。 2. 「管路耐震化事業」について 管路耐震適合率が伸びていない理由と、それに対する対策は。
2	渡邊 明子	議案第 5 号 令和 2 年度愛知中部水道企業団水道事業会計補正予算（第 1 号）について 《質疑事項》 1、なぜみよし市の水道基本料金のみを免除するのか。 2、基本料金の免除期間を 4 か月とした理由は何か。 《質疑要旨》 1、本来、中部水道企業団で行われている水道事業は構成市町全体で同条件で行われるものであります。愛知中部水道企業団給水条例第 3 1 条に「災害、救済、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、分担金、手数料、その他の費用を軽減又は免除することができる。」とあります。みよし市の水道基本料金のみを免除しなければならない特別な理由があればお示しください。 2、みよし市の基本料金を 7 月あるいは 8 月から 4 か月間免

番号	氏 名	議 案 質 疑 内 容
2	渡邊 明子	除すると決められた理由はどのようなのですか。

第 2 回 定 例 会

(第 1 号)

令和2年第2回愛知中部水道企業団議会定例会

議 事 日 程

令和2年7月28日午後2時00分開会

日程第1 企業長あいさつ

日程第2 議会運営委員会委員長の報告

日程第3 議席の指定

日程第4 会議録署名議員の指名

日程第5 会期の決定

日程第6 副議長の選挙

日程第7 一般質問

日程第8 議案第4号 令和元年度愛知中部水道企業団水道事業会計利益及び資本剰余金の処分並びに決算の認定について

日程第9 議案第5号 令和2年度愛知中部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について

出席議員（15名）

1番	服部 龍一 議員	2番	林 ゆきひろ 議員
3番	月岡 修一 議員	4番	小野田 利信 議員
5番	宮田 康之 議員	6番	渡邊 明子 議員
7番	広瀬 裕久 議員	8番	塚本 克彦 議員
9番	岡本 守直 議員	10番	加藤 和男 議員
11番	石じま きよし 議員	12番	なかじま 和代 議員
13番	菱川 和英 議員	14番	石橋 直季 議員
15番	山下 茂 議員		

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

企 業 長	小野田 賢治 君	副 企 業 長	小 浮 正 典 君
副 企 業 長	近 藤 裕 貴 君	副 企 業 長	吉 田 一 平 君

副 企 業 長	井 俣 憲 治 君	代表監査委員	都 築 良 直 君
局 長	水 野 雅 也 君	次長（総括）	相 羽 毅 君
次長（管理）	山 田 紀 夫 君	次長（営業）	小 島 千 明 君
次長（技術）	高 津 桂 一 君	専門監兼建設課長	谷 澤 英 一 君
総 務 課 長	近 藤 隆 徳 君	経営企画課長	上 村 知 由 君

職務のために出席した職員の職氏名

議 会 事 務 部 局 書 記 長	山 田 浩 司 君	総務課課長補佐	後 藤 章 仁 君
経営企画課主幹	白 井 淳 君	豊明市下水道課長	近 藤 潔 君
日進市下水道課長	上川原 清 人 君	みよし市都市建設部 次長兼下水道課長	久 野 恭 司 君
長 久 手 市 下 水 道 課 長	古 橋 剛 君	東郷町下水道課長	中 川 正 康 君

◎開会の宣告

○議長（月岡修一議員） 令和２年第２回愛知中部水道企業団議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、議員各位並びに執行機関の皆様には、ご多忙の中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本定例会に提出されます議案は、企業長提出議案といたしまして、令和元年度愛知中部水道企業団水道事業会計利益及び資本剰余金の処分並びに決算の認定についてをはじめ２議案でございます。

いずれの議案につきましても、慎重なるご審査を賜りますとともに、議会運営にご協力をお願い申し上げ、開会のご挨拶とさせていただきます。

ただいまの出席議員は１５名で、議員定足数に達しております。よって、令和２年第２回愛知中部水道企業団議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

（午後 ２時００分）

◎諸般の報告

○議長（月岡修一議員） 日程に先立ち、この際、諸般の報告をいたします。

初めに、監査委員から、令和元年度１月分から令和２年度５月分までの例月出納検査の結果報告書及び定例監査の結果報告書の提出がありましたので、その写しをお手元に配付しておきました。

続きまして、地方自治法第１２１条の規定により、本定例会に議案説明のため、企業長以下説明者の職氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

◎開議の宣告

○議長（月岡修一議員） それでは、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（月岡修一議員） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、その日程表に従って進めます。

本日の日程に入ります。

◎企業長あいさつ

○議長（月岡修一議員） 日程第1、企業長よりご挨拶をお願いいたします。

小野田賢治企業長。

○企業長（小野田賢治君） 企業長、小野田。

改めまして、こんにちは。

開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和2年第2回愛知中部水道企業団議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多用の中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、新型コロナウイルスの感染拡大は、私たちの命を脅かす脅威となり、過去に例のない緊急事態宣言の発出による不要不急の外出の自粛、学校や各種施設の休業、イベントの中止など、社会生活、経済活動全般に深刻な影響を与えることとなりました。

緊急事態宣言が解除された現在におきましても、依然として新規感染者が多数発生しており、大村愛知県知事は、第2波は来ていると言ってみえるわけですが、今後はさらに第2波への警戒と対策が必至となっております。

こうした状況の中、政府は、新しい生活様式における基本的な感染防止対策の1つとして、手洗いなどの手指衛生を推奨しております。こうしたことから、今後も水道が感染防止の重要な役割を担うこととなり、これまでも増して安全かつ安定的な水の供給を維持していくことが求められております。そのためには、事故のない水道を目指した計画的な管路の更新、耐震化等施設整備が不可欠であり、その責務の重大さを再認識しているところであります。

さて、今年度の業務状況につきましては、これまでの外出自粛や休業要請の影響により、生活用水については前年度と比べ増加しておりますが、大型商業施設などの業務営業用水は前年度を下回っております。また、本来であれば水需要のピークを迎える時期であります、今年は多くの小中学校等でプールの授業が取りやめとなるなど、新型コロナウイルスが水需要の動向にも大きな影響を与えており、今後の経営においても予断を許さない状況となっております。

本日、定例会でご審議いただく案件は、令和元年度愛知中部水道企業団水道事業会計利益及び資本剰余金の処分並びに決算の認定についてをはじめ2件でございます。

令和元年度の決算につきましては、給水量は減ったものの、順調な人口増に支えられ、主

要財源である水道料金収入は若干増加し、約１億９３５万円の純利益を計上することができました。

慎重なる審議をいただきまして、原案どおりお認めいただきますようお願い申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（月岡修一議員） どうもありがとうございました。

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（月岡修一議員） 日程第２、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

７番、広瀬裕久議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（広瀬裕久議員） 議長よりご指名がございましたので、議会運営委員会の協議結果につきまして、ご報告を申し上げます。

本定例会の運営につきましては、７月９日午後１時半及び本日午後１時半より委員会を開催いたしました。７月９日の協議結果につきましては、既に文書でお知らせしてございますので、主なもののみご報告を申し上げます。

本定例会の会期につきましては、本日１日といたしました。

付議されました議案は、企業長提出議案といたしまして、議案第４号 令和元年度愛知中部水道企業団水道事業会計利益及び資本剰余金の処分並びに決算の認定についてをはじめ２件であり、提案説明の後、質疑、討論、採決の順に行うこととし、採決は起立により行うことといたしました。

本日の協議結果でございますが、一般質問につきましては１名、議案質疑につきましては２名の事前通告がございましたので、その取扱いにつきまして確認をいたしました。

一般質問につきましては、発言時間は再質問を含め１人２０分以内とし、質問回数は再質問を含め２回を超えることができないこととし、関連質問は認めないものといたしました。

また、議案質疑につきましては、発言時間は再質疑を含め１議案、１人１５分以内とし、質疑回数は同一議題については２回を超えることができないこととし、関連質疑は認めないものといたしました。

議事進行に格別のご協力をお願いし、議会運営委員会の報告といたします。

以上です。

○議長（月岡修一議員） ご苦労さまでした。

◎議席の指定

○議長（月岡修一議員） 日程第3、議席の指定を行います。

各市町の臨時会におかれまして、議会議員が一部改選されましたことに伴い、今回新たに選出されました議員の議席は、会議規則第3条第2項の規定により、議長において定めます。

定める議員の氏名とその議席番号を事務局職員に朗読させます。

○議会事務局局長（山田浩司君） 失礼いたします。

今回、1名の議員の方の改選がございましたので、その議席番号とお名前を朗読いたします。

10番、加藤和男議員。

以上でございます。

○議長（月岡修一議員） ただいま朗読したとおり、加藤和男議員の議席を定めます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（月岡修一議員） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第84条の規定に基づき、4番、小野田利信議員及び14番、石橋直季議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（月岡修一議員） 日程第5、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日1日といたしたいが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡修一議員） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

◎副議長の選挙

○議長（月岡修一議員） ここでご報告をいたします。

議会閉会中の5月14日に、青山直道副議長から副議長を辞職したい旨の願い出がありましたので、会議規則第72条第3項の規定により、同日これを許可いたしましたから報告いたします。

日程第6、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡修一議員） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡修一議員） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

副議長に、加藤和男議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました加藤和男議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡修一議員） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました加藤和男議員が当選されました。

会議規則第31条第2項の規定により、本席より加藤和男議員に告知をいたします。

ここで、加藤和男議員より当選の承諾及びご挨拶をお願いいたします。

加藤和男議員。

○10番（加藤和男議員） 改めまして、皆さん、こんにちは。

ただいま皆様のご推挙をいただきまして、副議長に当選させていただきました長久手市議会の加藤和男でございます。よろしくお願いいたします。

月岡議長の下、一生懸命頑張って副議長の職を務めたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（月岡修一議員） 副議長さんには、今後とも格段のご協力をお願いいたします。

◎一般質問

○議長（月岡修一議員） 日程第7、一般質問を行います。

一般質問について通告がありますので、発言を許します。

2番、林 ゆきひろ議員。

○2番（林 ゆきひろ議員） 2番、林 ゆきひろ。

議長よりご指名をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大は、市民へ大きな影響を及ぼしました。事業者の売上げ減少、雇い止めや整理解雇、そういったことによる非常に苦しい生活を強いられている市民の方も多くいらっしゃいます。また、現在も愛知県内で感染者が増加している状況であり、第2波、第3波の不安が高まっております。

企業団としまして、市民の生活を支える水道事業を行っておりますので、市民への支援策、あるいは職場内における感染拡大防止策などの対応を実施していく必要があると考えます。

今回は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う企業団としての対応について、4点お尋ねいたします。

まず1点目、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、多くの市民が外出を自粛しておりました。また、現在も外出を控えてみえる方も多くいらっしゃいます。自宅にいる時間も長くなり、一般家庭の水道の使用量は通常よりも増加しているというふうにお聞きします。

先ほども申し上げましたように、市民にとって経済的な影響も非常に大きいものです。そうした中で、多くの自治体や水道企業団が支援策の1つとして、水道料金を免除する取組が全国各地で実施されております。少し前ですが、5月16日の新聞報道でも、愛知県内54市町村のうち、3分の1を超える20市町で水道料金の無料化が実施されるというような報道もありました。愛知中部水道企業団では、今回、水道料金の免除は行わないとしてあります。

まず1点目ですけれども、そうした中で、愛知中部水道企業団が減免を行わない理由についてお聞かせください。

2点目、企業団のホームページでも、水道料金・下水道使用料のお支払い猶予についてということで、収入が大幅に減少したなどの事情によりお支払いが困難な方に対して猶予制度を設けております。その猶予を行っている件数についてお聞かせください。

3点目、企業団の職場内の感染拡大防止策についてもお聞かせください。こちらは、企業

団の職員だけでなく、1階にみえる職員は、営業業務委託と給水受付業務委託をされておりますが、そちらの委託先の職員についても、今回どのように対応されているかということについてもお願いします。

4点目、委託事業や工事などで新型コロナウイルス感染拡大防止という観点から、業務の見直し、あるいは工事などに遅れが出ていないかどうかという点についてもお聞かせください。

○議長（月岡修一議員） 林議員の質問に対する答弁者、小島次長。

○次長（営業）（小島千明君） 営業担当次長の小島です。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、1点目、2点目、それから4点目の営業業務委託の対応についてお答えさせていただきます。

初めに、1点目の水道料金の減免を行わなかった理由でございますが、水道事業は、運営に係る費用を水道料金収入のみをもって経営しており、その収入で安全、安心な水道水を供給するための水道施設の耐震化や老朽施設の更新を行っております。

水道料金のうち基本料金は、県水の基本料金、また、減価償却費や支払利息など、水需要にかかわらず負担しなければならない固定費の財源の一部となっております。

今回の県内水道事業体が実施をしている基本料金の減免については、隣接する事業体の実施状況、そして、基本料金を減免した場合の減収による今後の水道施設整備計画への影響等を踏まえ、正副企業長と協議をしまいましたが、水道施設の整備を計画どおりしっかりと進めていくとして、減免につきましては行わないというご判断をいただいたところでございます。

なお、本企業団における新型コロナウイルス対策といたしましては、上下水道料金の支払い猶予を行っております。受付方法も、お電話での聞き取りのみということで簡略化をしまして、猶予期間もお客様に寄り添った柔軟な対応をさせていただいております。

次に、2点目の支払い猶予の件数でございますが、7月17日現在になりますけれども、支払い猶予の受付件数は93件ございます。そのうち、62件の方が支払いを済んでおりますので、現在、31件の方のお支払いを猶予させていただいております。

次に、3点目と4点目、併せてお答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う営業部門の委託事業への対応についてお答えさせていただきます。

本企業団の営業部門の委託事業は、給水装置工事申込みに係る受付業務や窓口相談等を行う給水受付事務業務委託と、検針業務から収納・滞納整理業務に至る一連の業務を行う営業業務委託がございます。

初めに、緊急事態宣言時における給水受付事務業務委託への対応でございますが、全て内勤業務となっております。通常業務が継続できるように、勤務者一人一人の感染予防対策をはじめ、飛沫防止用のビニールカーテンや接客者記録の設置、定期的なカウンターの消毒に併せて、勤務者の密接を防止するために、空きスペースを活用するなど執務席の分散措置をお願いし、感染防止を図ってまいりました。

次に、営業業務委託でございますが、こちらも通常業務を継続できるように、窓口などの内勤業務につきましては、給水受付事務業務と同じ対応をさせていただいております。

また、検針業務などの外勤業務につきましては、通常どおりの検針をさせていただいておりますが、平時では、使用量が多かったときに、お客様に水漏れがないかなどとお声をかけさせていただいておりますが、電話での対応とするなど、極力お客様との接触を控えてまいりました。

そのほか、収納・滞納整理業務での給水停止作業におきましては、政府から外出自粛の要請が出される中、お客様が企業団窓口や金融機関などへお支払いに外出することが多くなることから、勤務者や、また、お客様双方の感染リスクを考慮いたしまして、4月と5月の給水停止作業を行わず、請求書の再送付や電話によるお支払いのお願いなどを重点に行ってまいりまして、6月と7月に2回分を併せて実施したところであります。

現在は、両業務とも、引き続き感染予防対策を行いながら通常業務を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（月岡修一議員） 山田次長。

○次長（管理）（山田紀夫君） 管理担当次長の山田と申します。よろしくお願いいたします。

私からは、3点目の職場内における感染防止策についてお答えさせていただきます。

緊急事態宣言が発出されたことを受けまして、万が一、職場内で感染者が発生した場合においても、事業継続に影響が出ないよう、職員間及び外部からの感染防止策を並行して図ってまいりました。

初めに、職員間の感染防止策といたしましては、各課を2班に分け、別フロアに配置する執務室の分散を行い、書類の受渡しについても中継地点を設けて実施いたしまして、また、

昼食時の食堂の利用時間も3つのグループに分けるなど、職員間の接触機会を極力減らすようにいたしました。

こうした対策は緊急事態宣言の解除後まで行いまして、現在は、職員間の机の間隔を空けるとともに、食堂の利用人数を半分に制限しております。

次に、外部からの感染防止策といたしましては、窓口カウンターへのビニールカーテンやパーテーションの設置、来庁者記録簿の記入、ホームページにおける来庁時の注意事項の掲載などを行っており、これらの対策は現在も継続しております。

そのほか、初期から継続している対策といたしましては、手指消毒液などの設置、マスク着用の義務づけ、換気の徹底、電話やメールの活用による不要不急の会議の自粛などの対策を行っております。

以上でございます。

○議長（月岡修一議員） 高津次長。

○次長（技術）（高津桂一君） 技術担当次長の高津でございます。よろしくお願いをいたします。

私のほうからは、4点目の新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応の委託事業、業務の見直しの技術部門の工事と委託についてお答えさせていただきます。

緊急事態宣言における請負者との対応についてでございますが、令和2年4月から6月末時点での技術部門の設計積算課、建設課、配水課において発注しております工事と委託業務全件数62件のうち、約4.8%に相当する3件、その内訳といたしましては、工事では1件、委託業務では2件、受注者からの工期及び履行期間の見直しの申出があり、いずれも受注者の責によらない事由によるものとして取り扱い、工期または履行期間を延長しております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（月岡修一議員） 林議員。

○2番（林 ゆきひろ議員） それでは、再質問をさせていただきます。

水道料金の減免についてですが、今回行わないというご判断、そういうご回答でしたけれども、企業団の給水条例第31条にも、「企業長は、災害、救済、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、分担金、手数料、その他の費用を軽減又は免除することができる。」というふうにあります。

この条例の趣旨は、自治体の財源から補てんするというよりも、企業団自らが免除することが趣旨であるはずで、コロナウイルスによって市民に大きな影響を及ぼしました。これ

は大きな大災害だというふうに考えます。

この条文にある災害、救済、公益上その他特別の理由があると認めたときとは、まさに今がそのときではないでしょうか。今回適用せず、どういったときにこの条文を適用されるおつもりなのでしょうか。

確かに、現在、企業団にとっては、管路の耐震化、老朽化の更新は課題ではあります。しかし、コロナウイルスによって、今年度開催する予定のイベントはほぼ中止、実施されない行事等、不要となった事業もあるはずです。

それから、先ほどの回答で、給水停止業務、こちらも4月、5月と行わなかったとのことです。そういった業務を見直しをした上でのご判断なんでしょうか。

区域内の全家庭を無料化としなくても、例えば、生活困窮者や非課税世帯だけでも無料化できるのではないのでしょうか。そういったことは算出されましたでしょうか。先ほどの答弁で、収入が大幅に減少したことにより支払い猶予をされた方、こちらは93件いらっしゃったとのことでした。そういった家庭だけでも行えるのではないのでしょうか。

地方公営企業法の第3条にも、「地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。」とあります。

水道料金は、逦増制を採用しており、使用する水の量が少ない一般家庭では金額を低く抑えられ、たくさん水を使用する大型の事業者は高くなる仕組みを取っております。こうした福祉的な考えで水道を提供するのが本来ではないのでしょうか。水道を通じて、市民生活や経済活動を支援する、そういう企業団であってほしいと思います。そういったこともぜひ考えていただきたい。そのあたりも検討されたのでしょうか。

正副企業長との協議でご判断という回答がありましたが、どのような協議をされて、どのような意見が出され、こういった判断に至ったのでしょうか。お聞かせください。

○議長（月岡修一議員） 林議員の再質問に対する答弁者、小島次長。

○次長（営業）（小島千明君） では、再質問についてお答えをさせていただきます。

3点ほどございましたけれども、まず1点目の給水条例第31条の取扱いについてでございますが、今回、みよし市独自の経済支援策として、みよし市民の基本料金を減免する代わりに、みよし市に相当分を負担していただくということになりましたので、みよし市の基本料金を減免するための、条例31条の特別の理由ということで減免する根拠規定とさせていただきます。

次に、2点目の事業の見直しによる財源の確保についてでございますが、現段階で中止を決定したイベントにつきましては、森林整備ボランティアでございます。この事業につきましては、水道水源環境保全基金を財源に実施しておりますので、通常の事業に使用できないものとなっております。

また、4月と5月の給水停止作業につきましても、中止ではなく延期ということで、翌月、7月に併せて通常どおり実施をしておりますし、また、福祉部局を持たない本企業団では、そういった生活困窮の対象者を把握することが困難であるということから、一部の方の減免に必要な額というのは算出しておりません。

次に、3点目の正副企業長の協議でございますけれども、正副企業長協議の場には同席はしておりませんでした。水道事業は水道施設の整備を優先すべきとして、福祉行政として経済支援策を各市町での実情を踏まえて対応していくということで、繰り返しになりますけれども、企業団独自の減免は行わないという指示を受けたところでございます。

また、生活困窮者への減免についてでございますが、減免を実施予定の他の事業体は一律減免で行われております。その背景につきましては把握はしておりませんが、おそらく公平性ですとか、申請不要とする事務の簡素化などがあると考えております。したがって、先ほども答弁いたしました。対象者を把握することが困難であるということから、検討はしていないというところでございます。

以上でございます。

○議長（月岡修一議員） これにて、2番、林 ゆきひろ議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

◎議案第4号の上程、説明、報告、質疑、討論、採決

○議長（月岡修一議員） 日程第8、議案第4号 令和元年度愛知中部水道企業団水道事業会計利益及び資本剰余金の処分並びに決算の認定についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

水野局長。

○局長（水野雅也君） 局長の水野でございます。よろしくお願いをいたします。

議案第4号 令和元年度愛知中部水道企業団水道事業会計利益及び資本剰余金の処分並びに決算の認定について、ご説明をいたします。

お手元の令和元年度決算書をご覧いただきたいと思います。

1枚はねていただきまして、議案の本文を朗読させていただきます。

令和元年度愛知中部水道企業団水道事業会計に生じた利益及び資本剰余金は、地方公営企業法第32条第2項及び第3項の規定により処分し、令和元年度愛知中部水道企業団水道事業会計決算を、同法第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和2年7月28日提出。

2ページ、3ページをご覧くださいと思います。

令和元年度愛知中部水道企業団水道事業会計決算報告書でございます。

予算の執行状況で、消費税込みの額となっております。

初めに、(1)の収益的収入及び支出のうち、収入でございます。

第1款水道事業収益は、予算額76億190万5,000円に対しまして、決算額は75億9,686万9,673円で、主に水道料金収入で、全体で503万5,327円の減となりました。

次に、支出でございます。

第1款水道事業費用は、予算額63億9,472万5,560円に対しまして、決算額62億5,405万2,136円で、第1項営業費用の主な費用は、県営水道の受水費、減価償却費、維持修繕費、職員給与費などがございます。また、第2項営業外費用は、主に借入企業債の支払利息と過年度分水道料金減免でございます。第3項特別損失は、旧大久伝水源用地の処分に伴う売却損等でございます。なお、水道事業費用といたしましては、1億4,067万3,424円の不用額が生じました。

次に、4ページ、5ページをお願いいたします。

(2)資本的収入及び支出のうち、収入でございます。

第1款資本的収入は、繰越額に係る財源充当額等を含めた予算額13億7,387万5,360円に対しまして、決算額は10億9,586万4,937円で、主に第1項の県補助金、第2項の工事負担金などで、予算に比べ2億7,801万423円の減となっております。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出は、繰越額を含めた予算額53億3,687万1,840円で、主に第1項建設改良費で行いました第1次水道施設整備計画に基づく耐震化事業や老朽管更新事業、第2項企業債償還金などで、建設改良費において、翌年度への繰越額が3億4,553万4,990円でございますので、支出全体でこれを差し引いた3億5,238万9,118円が不

用額となりました。

また、欄外の記述は、資本金収入額が資本金支出額に対し不足する部分の補てん説明でございます。括弧書きの建設改良費のうち、賞与引当金取崩額1,938万9,000円及び法定福利費引当金取崩額361万円を財源とする額2,299万9,000円並びに投資1億円を除いた資本金収支の不足額34億2,008万3,795円は、減債積立金1,300万円、建設改良積立金2億4,600万円、当年度分消費税及び地方消費税資本金収支調整額2億2,420万6,501円及び過年度分損益勘定留保資金29億3,687万7,294円で補てんし、投資1億円は退職給付引当金見合いの資金1億円で補てんをいたしました。

次に、6ページをお願いいたします。

こちらは、令和元年度損益計算書で、消費税抜きとなっております。

1の営業収益は、主に水道料金収入であります給水収益で、2の営業費用は、主に（1）の原水及び浄水費に含まれております県水受水費、同じく（1）の原水及び浄水費から（3）の総係費に含まれております維持修繕費、職員給与費、委託料などや（6）の減価償却費、（7）の資産減耗費、これらに3の営業外収益と4の営業外費用を差し引いた経常利益は10億5,148万2,535円となり、これに5の特別利益6,811万286円及び6の特別損失1,024万3,889円を差し引いた当年度純利益は11億934万8,932円となりました。

また、前年度繰越利益剰余金2億3,700万1,244円と令和元年度に使用した減債積立金及び建設改良積立金の取崩しにより生じたその他未処分利益剰余金変動額2億5,900万円を合わせました当年度未処分利益剰余金は16億535万176円となっております。

次に、8ページ、9ページは、剰余金計算書でございます。

表の上から7行目の処分後残高欄、ここでは、平成30年度までの資本金と剰余金の状況で、すぐ下の8行目の当年度変動額の欄が令和元年度の増減の状況を示しております。

表の右から3列目の未処分利益剰余金の列の下から4行目の減債積立金の取崩額1,300万円、その下の行の建設改良積立金の取崩額2億4,600万円並びにその下の行の当年度純利益11億934万8,932円を合わせた3行上になりますが、当年度変動額13億6,834万8,932円が本年度の増加額として計上されております。

なお、表の一番下の行にあります資本金をはじめとした各項目の当年度末残高のそれぞれの額は、13ページにあります貸借対照表の資本の部の各項目の額と同じでございます。

次に、10ページは、令和元年度剰余金処分計算書（案）でございます。

表の1行目、一番右列にあります未処分利益剰余金の当年度末残高1億535万176円を、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決をいただきまして、上から3行目の減債積立金に1,000万円、今後の施設整備更新事業等の財源として、その下の行の建設改良積立金に1億8,500万円をそれぞれ積立てし、令和元年度に使用した減債積立金、建設改良積立金の取崩しにより生じた、次の行にあります1億5,774万6,192円を資本金へ組入れし、残額2億5,260万3,984円を繰越利益剰余金とするものでございます。

また、同じ表の右から2列目の資本剰余金の当年度末残高2億1,452万7,125円を、地方公営企業法第32条第3項の規定により、議会の議決をいただきまして、上から4行目の資本金に49万円を組み入れ、残額2億1,403万7,125円とするものでございます。

次に、11ページから13ページは、貸借対照表でございます。

令和2年3月31日現在における企業団の保有する固定資産、流動資産を合わせた資産合計と、その取得の源泉となります負債・資本合計は、それぞれ同額の556億4,302万4,987円となっております。

14ページ、15ページは、決算書類の作成に当たり採用した会計処理の基準及び手続を示した注記表となっております。

17ページ以降は、決算附属書類、財務諸表附属書類でございます。

以上で令和元年度愛知中部水道企業団水道事業会計利益及び資本剰余金の処分並びに決算の認定についての説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（月岡修一議員） 説明は終わりました。

続いて、議案第4号に対し、代表監査委員より、決算審査の報告及び経営健全化審査の報告を求めます。

都築良直代表監査委員。

○代表監査委員（都築良直君） 監査委員の都築でございます。

議長よりご指名がございましたので、監査委員を代表いたしまして、令和元年度決算審査の結果についてご報告申し上げます。

令和元年度愛知中部水道企業団会計決算につきましては、企業長から提出されました決算報告書及び財務諸表に基づき、去る6月26日、菱川監査委員と共に審査を実施いたしました。

審査に当たりましては、提出のありました決算報告書及び財務諸表が水道事業の財政状態

及び経営成績を明瞭かつ適正に表示されているか否かを検証することに留意して、関係職員の説明を求め、決算計数の正確性、予算の執行状況の適否等について審査をいたしました。

その結果につきまして申し上げますと、決算報告書及び財務諸表は、地方公営企業法及びその他の関連法令に準拠して作成されており、計数は正確であり、水道事業の財政状態及び経営成績は適正に表示されているものと認められました。

令和元年度本企業団会計決算に係る審査内容の詳細につきましては、決算審査意見書にまとめ、企業長に提出し、皆様にも事前に配付されておりますので、ご精読いただきたいと思います。

この場におきましては、本企業団水道事業会計の現状と監査委員としての意見を若干申し述べ、報告とさせていただきます。

令和元年度本企業団会計決算における営業収支は、当年度純利益が11億934万8,932円で、前年度に比べ729万3,813円の減益となっております。

収益全体は、前年度に比べますと9,012万2,607円の増収となり、そのうち給水収益は、給水人口の増加もあり、前年度給水収益に対し725万4,585円の増収となりました。増収の要因としましては、生活用水とその他用水が増加していることが挙げられます。

一方、支出については、委託料、資産減耗費の増加により、費用全体で前年度と比べ9,741万6,420円の増加となっております。

純利益は前年度と比べ減少しているものの、経営分析の財務比率においては良好な数値を示していることから、現時点では財政状態は安定していると言えます。

しかし、水道施設の耐震化や老朽化した配水施設の更新などを計画的に推進していくためには多額の資金が必要となります。このため、今後の水道事業の運営に際しましては、さらなる経費の節減と効率的な事務事業の運営を行い、財政基盤の強化を図り、将来にわたる健全経営と施設整備の効果的な推進の両立が望まれるところでございます。

また、水源環境保全事業の推進を図る目的で水道水源環境保全基金を積み立てていますが、この基金を活用した「水源の森」森林整備協定に基づく造林事業は、国や長野県の補助制度改正等により当初の計画どおりの面積が確保されていませんが、今後においても、基金の目的に従って、確実かつ効率的に活用されることを望み、決算審査の報告といたします。

続きまして、令和元年度水道事業会計経営健全化審査につきまして、ご報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、企業長から提出されました令和元年度の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適

正に行われているか否かを主眼に審査いたしました。

その結果について申し上げますと、いずれも適正に行われており、健全な経営状態であることを認めましたので、ご報告いたします。

審査の内容につきましては、経営健全化審査意見書にまとめ、企業長に提出し、皆様にも事前に配付されておりますので、ご精読いただきたいと思います。

以上をもちまして、監査委員を代表いたしまして、決算審査及び経営健全化審査の報告とさせていただきます。

○議長（月岡修一議員） ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。

議案第4号について、質疑の通告がありますので、発言を許します。

2番、林 ゆきひろ議員。

○2番（林 ゆきひろ議員） それでは、議案第4号 令和元年度愛知中部水道企業団水道事業会計利益及び資本剰余金の処分並びに決算の認定について、質疑をさせていただきます。

まず1点目、決算の説明資料の4ページにあります水源地環境整備事業の森林整備助成事業1,779万円、木曽川の整備面積303.95ヘクタールについてお尋ねいたします。

こちらは昨年度、私、一般質問で質問をさせていただいたところ、当初の計画では、年間800ヘクタール整備するという計画でありましたが、平成27年度から年間800ヘクタールの森林整備の面積目標は達成ができず、国の補助が切り捨て間伐から搬出間伐へ転換したことや、検査体制の見直しによって申請回数が減少していったということもあり、計画を見直して、計画期間を令和6年度末まで2年間延長しまして、平成30年度から年間600ヘクタールの整備面積の目標に変更されました。

しかし、平成30年度も474.06ヘクタールで未達成であり、さらに今回の決算で、令和元年度でも303.95ヘクタールと目標数値の半分程度にしか進んでいないというような状況です。

まず、現状の森林整備助成、森林整備面積、これが昨年度よりもさらに進んでいない、その理由についてお聞かせください。

また、こういった状況に対して、昨年度、企業団としてどのような取組を行ったのかということについてもお聞かせください。

それから、基金の使途について、こちらも昨年度、一般質問させていただきましたが、そのときには、木曽広域連合や森林組合等と協議の場で情報収集や意見交換を行いながら、新

たな方法の検討もしていきたいとの答弁がありましたが、その結果の進展についてもよろしくお願いいたします。

そして、2点目、こちらは、決算説明資料の2ページ目の管路耐震化事業15億3,365万円についてお尋ねいたします。

この事業の下グラフにあります進捗状況を確認しますと、令和元年度で基幹管路が70.7%、全管路では27.5%の耐震適合率が完了というふうになっております。しかし、平成30年度の決算を見ますと、令和元年度は基幹管路70.8%、全管路では28.1%の管路適合率の予定となっておりました。

また、昨年度、こちら私の一般質問で確認しましたところ、令和2年度までに基幹管路の管路耐震適合率は71.5%となる予定とのことでしたが、今回の資料を見ますと、令和2年度の予定では70.8%にとどまっています。少しずつ計画が後ろ倒しになっているような印象を受けますが、なかなか管路耐震化事業が計画どおり進んでいないのかなというふうに思いますけれども、その理由についてお聞かせください。また、それに対する企業団としての対策についてもお願いいたします。

○議長（月岡修一議員） 林 ゆきひろ議員の質疑に対する答弁者、山田次長。

○次長（管理）（山田紀夫君） 管理担当次長の山田でございます。よろしくお願いいたします。

私からは、1項目めの水源地環境整備事業費についてお答えさせていただきます。

初めに、森林整備助成と整備面積が進んでいない理由でございますが、昨年12月の第3回定例会におきまして答弁させていただきましたとおり、国の補助対象が切り捨て間伐から搬出間伐へと転換したことや、長野県の国・県補助金交付に係る検査体制の見直しにより申請回数が減少したことなどに加えて、令和元年度は森林組合以外の事業体への助成実績はございませんでした。

また、森林整備実績の大半を占めている木曽森林組合におきまして、現場の作業従事者が4名、こちらは年間最大で160ヘクタールに相当するそうですが、退職したことによりまして、事業量が確保できなかったことに加えて、別の補助事業を並行して実施したため、本企業団の助成金事業が進まなかったものでございます。

重ねて、年を追うごとに森林整備の箇所が山奥になりつつあり、森林作業道の開設に時間を要することから、大規模な間伐作業が難しくなっておりまして。こうした環境変化も森林整備面積の進捗の妨げになっているとの報告を木曽広域連合から受けております。

次に、それに対する企業団の取組でございますが、木曽広域連合との度々の連絡調整はもとより、木曽の森林組合事務所へ出向きまして、令和元年度における森林整備の進捗状況につきまして聞き取り調査を行うなど、意見交換を行ってまいりました。

また、基金の使途の進展でございますが、このたびの新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、木材の需要が減少し、市場価格の低迷や取引所への搬入制限など、森林整備を取り巻く環境において厳しい状況であり、山での作業自体が停滞しているとの報告を受けております。

今後、どの程度本企业団の森林整備助成ができるのかも不透明となっておりますが、基金の活用につきましては、以前にも答弁いたしましたとおり、木曽広域連合と情報共有を図りながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（月岡修一議員） 高津次長。

○次長（技術）（高津桂一君） 技術担当次長の高津でございます。

私のほうからは、2項目めの管路耐震化事業の管路耐震適合率が伸びていない理由と、それに対する対策はについてお答えさせていただきます。

まず、基幹管路につきましては、令和元年度決算の耐震適合率70.7%に対し、平成30年度決算時点での令和元年度の見込み70.8%まで伸びなかった主な理由といたしましては、計画工事はほぼ予定どおり完了しておりますが、長久手市にありました高根前配水池廃止に合わせ、既に耐震化された管路を撤去したため伸びなかったものであります。

また、全管路におきましても、令和元年度決算での耐震適合率27.5%に対して、平成30年度決算時点での見込み28.1%まで伸びていない主な理由といたしまして、道路改良事業や下水道事業など、県及び構成市町事業者と同調整備する予定の工事におきまして、工事が中止されたことや工事範囲が見直しされたことにより、当初計画した工事延長が短くなったことが原因であります。

次に、対策といたしましては、県及び構成市町事業者との情報共有をより密に行い、連携強化に取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（月岡修一議員） 林議員。

○2番（林 ゆきひろ議員） それでは、再質疑をさせていただきます。

水源地環境整備事業について、森林整備協定の計画どおり、令和6年度末までに1万4,0

00ヘクタールが目標となっておりますけれども、こちらは達成するというふうに見込んでおりますでしょうか。また、達成させていくためにどのように進めていくお考えでしょうか。

前回の一般質問でも、木曽広域連合や森林組合などが参加する連絡調整会議、こちらで情報収集や意見交換を行う。また、社会情勢や国の制度を踏まえて、木曽広域連合と情報共有を図りながら、新たな方法の検討を進めるというふうに回答がありました。そこからもう半年程度たっております。具体的にどのようなことを情報交換し、どういった意見が出ているのでしょうか。森林整備が進まない要因、難しくなっている原因は、先ほどお聞きしましたが、特に今後どのようにしていきたいといったような対策に対するご意見があればお聞かせください。

また、新たな方法の検討とは具体的にどのようなことを想定されているのかもお願いします。

それから、こちらも前回一般質問で、従来の森林整備事業を進めてまいりたいというような回答でしたけれども、新型コロナウイルス感染拡大により従来の森林整備だけでは難しいのではないかなと感じます。森林整備の箇所が山奥になっており、作業道の開設が困難な要因となっている、先ほどそういった回答がありましたけれども、作業道の整備により基金を充てるようにはできないでしょうか。

それから、先ほど木材の需要が減少ということもあるので、またなおさら木質のバイオマス発電設備の導入などを進めたほうがいいかなというふうに思います。設備導入には国からの補助もあるようですが、そのあたりの調査、検討を進めていくお考えはないでしょうか。

2点目の管路耐震化事業についての再質問です。

県や構成市町との関係で、工事の中止や工事の範囲の見直し、そういったこともあり、当初の計画した工事延長が短くなってしまったということをお聞きしましたけれども、令和元年度の管路耐震化事業の予算は13億8,504万円、それに対して今回の決算では15億3,365万円と、管路耐震化事業に予算のときよりも多く費用がかかっております。工事がなかなか進んでいない、工事延長を短くしたのに費用がかかっている理由についてお聞かせください。

それから、第3次アクアシンフォニー計画を見ますと、令和3年度までに基幹管路で71.8%、全管路では30.1%となっておりますが、現状のペースでこちらの計画は達成可能なんでしょうか。

また、管路耐震化適合率が進んでいない対策としては、県及び構成市町の事業者との情報

共有を密に行うというような回答でしたけれども、そういった対策だけで目標に達成するというような認識なのでしょうか。そのあたりをお聞かせください。

○議長（月岡修一議員） 林議員の再質疑に対する答弁者、山田次長。

○次長（管理）（山田紀夫君） 私からは、1項目めの再質疑についてお答えさせていただきます。

初めに、1点目の目標達成の見込みと達成に向けどのように進めていくかでございますが、先ほど答弁いたしましたとおり、近年の森林整備面積の進捗度合いに加えまして、新型コロナウイルスの感染拡大が今後計画の推進にどのような影響を与えるのか不透明でございます。現在の状況が継続するをいたしましたら、残りの約3,200ヘクタールを5年で達成することは非常に厳しいと認識しております。したがって、計画の見直しも視野に入れ、上流域の情報を収集しながら、木曽広域連合と連携して進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目でございますが、初めに、具体的にどのようなことを情報収集して、どういった意見が出ているのかでございますが、情報収集につきましては、木曽郡内の3つの森林組合の事務所におきまして、整備箇所の状況や助成の要件に関することなど、森林整備事業全般に対しまして意見交換を行っております。その中で、助成額の上限枠につきましては、作業道整備や獣害対策の枠を拡大してほしいなど、意見がございました。

また、新たな方法についてでございますが、木曽広域連合から、町村単独事業への助成など、助成対象要件の緩和につきまして新たに提案がございましたので、提案内容を精査しながら研究を進めてまいりたいと考えております。

最後、3点目でございますが、初めに、作業道の整備により基金を充てるようにはできないのかでございますが、作業道整備や獣害対策につきましては、先ほどの森林組合からの意見もございましたが、現在、助成額の上限枠より多くの事業量が実施できているとのことでございますので、上限枠の拡大につきまして研究を行ってまいります。

また、木質のバイオマス発電設備の導入などできないか調査し、提案、検討を進めたほうがよいのではないかとございますが、木曽広域連合を通じまして確認を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（月岡修一議員） 高津次長。

○次長（技術）（高津桂一君） 私のほうからは、再質疑2項目めの3点についてお答えさせていただきます。

初めに、1点目、工事が進んでいないのに費用がかかっている理由はでございますが、令和元年度の決算額が増額となった主な理由でございますが、三ヶ峯幹線送水管布設替工事H28からH32の工事が順調に進み、令和2年度施工分を令和元年度に前倒して施工したことにより増額となったものであります。

次に、2点目の令和3年度の基幹管路の耐震適合率71.8%及び全管路の耐震適合率30.1%が現状のペースで達成可能かについてお答えさせていただきます。

第3次アクアシンフォニー計画は、令和元年度当初段階で作成されました、各年度の計画事業量を基に目標値として設定されているわけでございますが、令和3年度末までに全管路では達成可能と見込んでおります。また、基幹管路では、当初、令和2年度施工予定の送水管布設替工事の区間において、令和元年度に道路拡幅される計画が明らかとなり、道路工事のスケジュールに合わせ、施工年度を令和4年度以降に延期しましたので、達成は困難であると思います。

最後の3点目の県及び構成市町事業者との情報共有を密に行う対策で目標に達成するという認識かについてでございますが、下水道事業及び道路改良事業などの他事業と同調して耐震化を図るものにつきましては、先ほどの答弁でも申し上げましたが、情報共有をより密に行い、連携を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（月岡修一議員） これにて、2番、林 ゆきひろ議員の質疑を終わります。

以上をもちまして、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡修一議員） 次に、賛成討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡修一議員） ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（月岡修一議員） 賛成全員であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

ここで、会議の途中でありますが、5分ほど休憩とさせていただきます。

(午後 3時03分 休憩)

(午後 3時10分 再開)

○議長（月岡修一議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き、会議を進めます。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡修一議員） 日程第9、議案第5号 令和2年度愛知中部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

水野局長。

○局長（水野雅也君） 議案第5号 令和2年度愛知中部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明をいたします。

当初予算第3条の収益的収入及び支出の補正を行うものでございます。

初めに、収益的収入の補正でございますが、みよし市が新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う市民生活及び企業等の負担軽減の施策といたしまして、水道の基本料金4か月分を減額することに伴い、給水収益1億4,186万1,000円を減額し、みよし市からの負担金として、営業外収益1億3,100万円を増額するものでございます。

また、収益的支出におきましては、減額調定を行うための水道料金システム改修費及び納付書郵送代金203万6,000円を営業費用に計上するものでございます。

お手元の補正予算書1ページをお開きいただきたいと思います。

第2条収益的収入及び支出の補正として、収入の第1款水道事業収益を1,086万1,000円減額し、77億8,618万5,000円とするもので、内容は、第1項営業収益を1億4,186万1,000円減額し、66億1,603万円とし、第2項営業外収益を1億3,100万円増額し、10億4,611万5,000円とするものでございます。

次に、支出の第1款水道事業費用を203万6,000円増額し、64億6,097万5,000円とするもので、内容は、第1項営業費用を203万6,000円増額し、63億2,645万円とするものでございます。

令和2年7月28日提出。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（月岡修一議員） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第5号について、質疑の通告がありますので、発言を許します。

6番、渡邊明子議員。

○6番（渡邊明子議員） 議案第5号、愛知中部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について、2点お尋ねをいたします。

1点目、本来、中部水道企業団で行われている水道事業は、構成市町全体で同じ条件で行われるものであります。愛知中部水道企業団給水条例第31条に、「災害、救済、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、分担金、手数料、その他の費用を軽減又は免除することができる。」とあります。みよし市の基本料金のみを免除しなければならない特別な理由があれば、お示してください。

2点目、みよし市の基本料金を7月あるいは8月から4か月間免除すると決められた理由はどのようなのですか。お尋ねをいたします。

○議長（月岡修一議員） 渡邊明子議員の質疑に対する答弁者、水野局長。

○局長（水野雅也君） 1点目のみよし市のみ基本料金を免除する理由についてでございますが、みよし市独自の経済支援策として行いたいとの意向によりまして、正副企業長会議の中でご協議をいただいて、決定されたものでございます。

2点目の基本料金の免除期間4か月については、みよし市からの要請に基づくもので、みよし市からは近隣市町を参考にしたと聞いております。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（月岡修一議員） 渡邊議員。

○6番（渡邊明子議員） 再質疑をさせていただきます。

みよし市独自の経済支援策であるならば、みよし市内で完結する支援策を行うべきと考えます。

正副企業長にお尋ねをいたします。みよし市の市民や事業者だけ水道基本料を一定期間免除することを認めたやむを得ない理由があれば、お聞かせください。

また、みよし市以外の中部水道企業団の水道を利用してくださっている皆様にこのようなことをどのように説明されるのか、できるだけ簡潔に分かりやすくお答えください。

企業長にお尋ねいたします。近隣市町を参考にされたとのことですが、半田市、春日井市、西尾市、小牧市、大口町、扶桑町は6か月間、岡崎市は基本料の80%、江南市は50%をそれぞれ6か月間削減、名古屋市では2か月免除とばらばらです。近隣市町を参考

にどのような判断をされて4か月という期間を決められたのですか。

コロナ禍が続く、今以上に経済が逼迫した場合、期間の延長はありますか。あるとした場合、あるいはなしとした場合、あるならばある理由を、ないとするならばないという理由をお聞かせください。

○議長（月岡修一議員） 渡邊議員の再質疑に対する答弁者、小野田企業長。

○企業長（小野田賢治君） 企業長、小野田。

再質疑につきましては、正副企業長を代表しまして、お答えをさせていただきます。

私は、企業長であると同時にみよし市長でもあります。今回の案件は、多くのみよし市議会議員からの要望にお応えできるかどうか、みよし市長として正副企業長の会議の場でご相談を申し上げたものでありまして、各市町長からも、それぞれの市町の事情等を考慮して対応していけばいいのではないかとのご意見をいただき、これを受け、事務局に依頼をさせていただきました。

また、みよし市以外の水道利用者の皆様には、みよし市の基本料金の免除分につきましては、みよし市が肩代わりさせていただくものとご理解いただきたいと思います。

次に、2つ目の再質疑でございますけれども、4か月間という期間は、みよし市が財政的に対応できる範囲を考慮して決定をしました。今後の社会情勢によりまして、議員の皆様方から再度ご意見、ご提言があれば検討していくこともあると思いますが、今のところ期間の延長は考えておりません。

以上です。

○議長（月岡修一議員） これにて、6番、渡邊明子議員の質疑を終わります。

以上をもちまして、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。ございますか。

渡邊明子議員。

○6番（渡邊明子議員） 6番、渡邊明子。

反対の立場で討論をいたします。

小野田企業長は、企業長であるとともに、みよし市の市長であるとお答えになりましたが、私から言わせれば、みよし市長である前に、中部水道企業団の企業長でございます。全構成市町のトップでございます。そのことをよく腹に据えていただきたいと思います。

先ほどの私の議案質疑の答弁では、とても日進市民や中部水道企業団の水を使用している市内事業者の理解は得られません。日進市の方々も、基本料を下げしてほしいという声は多くございました。

何よりも、水道事業を共同で行ってきた中部水道企業団の歴史に大きな禍根を残すものです。基本料を免除するならば、構成市町全体で実現すべきであり、みよし市が経済支援をどうしても行いたいというのであれば、先ほどの議案質疑で述べましたように、水道基本料相当分をみよし市内で配付するなり、別事業で還元するなり上乗せするなり、みよし市内で完結する形で実施していただきたいと思います。

みよし市が参考にされたであろう豊田市や刈谷市等は、その市だけで水道事業を行っているもので、一部事務組合で事業を進めていく以上、たとえそれに係る全ての費用を負担したとしても、一部の市だけ実施することを認めることはできません。あしき前例はつくらないためにも、みよし市から派遣されている議員も含めて、ここにいらっしゃる各市町を代表する皆様も、この議案を否決していただきたいと思います。

以上、申し上げまして、私の反対討論といたします。

○議長（月岡修一議員） 次に、賛成討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡修一議員） ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（月岡修一議員） 起立多数であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

ここでお諮りいたします。

本会議において議決されました事項については、会議規則第39条の規定により、その条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任されたいが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡修一議員） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

◎企業長あいさつ

○議長（月岡修一議員） それでは、企業長よりご挨拶をお願いいたします。

小野田賢治企業長。

○企業長（小野田賢治君） 企業長、小野田。

閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日上程いたしました議案につきましては、慎重なるご審議を賜り、原案どおりご議決いただき、誠にありがとうございました。

先ほど都築代表監査委員様より、本決算につきまして、純利益が前年度と比べ減少したものの、財政状況は安定しているところではあります。将来にわたり持続可能な水道事業の運営を図るため、財政基盤の強化と施設整備の効果的な推進の両立をとの要望を併せていただきました。

今後とも、安全な水道水を安定的に供給することにより、地域の皆様が安心して毎日を暮らしていただけるよう、施設整備事業をはじめとした各種事業の取組を積極的に推進してまいります。皆様方の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

議員各位におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大が心配される中、くれぐれもご自愛いただき、一層のご活躍をお祈り申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○議長（月岡修一議員） どうもありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（月岡修一議員） 本日は大変慎重な審議を賜り、ありがとうございました。

これをもって、令和2年第2回愛知中部水道企業団議会定例会を閉会いたします。

（午後 3時22分）

上記会議録の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和2年 7月 28日

議 長 月 岡 修 一

署 名 議 員 小 野 田 利 信

署 名 議 員 石 橋 直 季